省　令

○厚生労働省令第七十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百十三号を第四百十六号とし、第三百六十二号から第四百十二号までを三号ずつ繰り下げ、第三百六十一号を第三百六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百六十四　5―メチル―6・7―ジヒドロ―5*H*―シクロペンタピラジン

別表第一中第三百六十号を第三百六十二号とし、第三百十号から第三百五十九号までを二号ずつ繰り下げ、第三百九号を第三百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百十一　2―（3―フェニルプロピル）ピリジン

別表第一中第三百八号を第三百九号とし、第百五十六号から第三百七号までを一号ずつ繰り下げ、第百五十五号の次に次の一号を加える。

百五十六　2・3―ジエチル―5―メチルピラジン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十一号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項（同法第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項並びに第二十七条の十一第一項第二号及び第二項第二号並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第二十四条の六の規定に基づき、若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

防衛大臣　北澤　俊美

若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令

若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「この条及び第十八条において」を削る。

第十二条第一項中「次項及び第十四条において」を「以下」に改め、同条第二項中「若年定年退職者給付金追給請求書」の下に「（以下単に「若年定年退職者給付金追給請求書」という。）」を加える。

第十三条中「前条第一項に規定する」を削る。

附則を附則第一項とし、附則に次の七項を加える。

2　退職した日の属する年の翌々年が平成二十三年である若年定年退職者であって、第六条に定める日までに所得届出書等を提出することが東日本大震災（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により困難となったものに係る法第二十七条の六第一項に規定する防衛省令で定める日は、第六条の規定にかかわらず、九月三十日とする。この場合における第七条及び第八条の規定の適用については、第七条第一項中「前条」とあるのは「附則第二項」と、第八条第一項中「第六条」とあるのは「附則第二項」とする。

3　前項の規定の適用を受けた者に係る第二回目の給付金の支給期月は、第一条第二号の規定にかかわらず、給付金支給機関の長がその者から所得届出書等を受理した日の属する月の翌月とする。この場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一項中「第一条」とあるのは「附則第三項」とする。

4　自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年が平成二十三年である若年定年退職者であって、第十二条第一項に定める日までに若年定年退職者給付金追給請求書を提出することが東日本大震災により困難となったものに対する同項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは、「九月三十日」とする。

5　前項の規定の適用を受けた者に係る法第二十七条の七第一項の規定により追給する給付金の追給の期月は、第十四条の規定にかかわらず、給付金支給機関の長がその者から若年定年退職者給付金追給請求書を受理した日の属する月の翌月とする。

6　退職した日の属する年の翌々年が平成二十三年である若年定年退職者の遺族又は相続人であって、第二十条第一項に定める日までに所得届出書等を提出することが東日本大震災により困難となったものに係る法第二十七条の十一第十項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する防衛省令で定める日は、第二十条第一項の規定にかかわらず、死亡した若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の九月三十日又は若年定年退職者の死亡した日から起算して五月を経過した日のいずれか遅い日とする。この場合における同条及び第二十一条の規定の適用については、第二十条第二項及び第二十一条中「第二十条第一項」とあるのは、「附則第六項」とする。

7　自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年が平成二十三年である若年定年退職者の遺族又は相続人であって、第二十二条第一項において準用する第十二条第一項に定める日までに若年定年退職者給付金追給請求書を提出することが東日本大震災により困難となったものに対する第二十二条第一項において準用する第十二条第一項の規定の適用については、同項中「六月三十日」とあるのは、「九月三十日」とする。

8　前項の規定の適用を受けた者に係る法第二十七条の十一第八項の規定により追給する給付金の追給の期月は、第二十二条第三項の規定により読み替えて準用する第十四条の規定にかかわらず、給付金支給機関の長がその者から若年定年退職者給付金追給請求書を受理した日の属する月の翌月とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日	抹消事由
三九四一	二三、六、三	中野　稔	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三九四二	二三、六、三	本山　恵一	同
三九四三	二三、六、三	橘　博子	同
三九四四	二三、六、三	八ヶ代　司	同
三九四五	二三、六、三	四元　一右	同
三九四六	二三、六、三	神谷　丈一	同

告　示

○政治資金適正化委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年六月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録年月日
三九四一	二三、六、三	中野　稔
三九四二	二三、六、三	本山　恵一
三九四三	二三、六、三	橘　博子
三九四四	二三、六、三	八ヶ代　司
三九四五	二三、六、三	四元　一右
三九四六	二三、六、三	神谷　丈一

○法務省告示第三百二十一号

静岡県賀茂郡松崎町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年七月二十八日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

登録番号	氏　名	抹消年月日
三六七二	福島　誠一　二三、五、七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松崎町役場又は静岡地方法務局下田支局に照会すること。

平成二十三年六月二十八日

法務大臣　江田　五月

静岡県賀茂郡松崎町伏倉三十二番地　戸栗　登